

伊奈町総務建設産業常任委員会

令和 7 年 9 月 8 日 (月曜日)

埼玉県伊奈町議会

1. 招集年月日

令和7年9月8日（月）

2. 場所

全員協議会室

3. 開会・閉会等時刻

◎開会	午前	9時00分
・休憩	午前	9時02分
・再開	午前	9時26分
・休憩	午前	9時40分
・再開	午前	9時40分
・休憩	午前	9時43分
・再開	午前	9時43分
・休憩	午前	9時52分
・再開	午前	9時52分
・休憩	午前	9時58分
・再開	午前	9時58分
・休憩	午前	10時04分
・再開	午前	10時05分
・休憩	午前	10時15分
・再開	午前	10時15分
・休憩	午前	10時49分
・再開	午前	10時50分
◎閉会	午前	10時53分

4. 出席委員名

委員長 藤原義春

副委員長 仲島雄大

委員 川内雅人、武藤倫雄、山野智彦、戸張光枝、五味雅美、上野尚徳

5. 欠席委員氏名

委員なし

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 森田範仁 局長補佐 清野聰子

7. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 大島清

副町長 秋葉宏和

教育長 豊田稔之

企画総務統括監 秋山雄一、くらし産業統括監 澤田勝、健康福祉統括監 秋

元和彦、都市建設統括監 今野茂美、会計管理者 本多史訓、企画課長 佐藤亮太、企画課主幹 篠原愛、総務課 高山睦男、総務課主幹 大熊富夫、危機管理課長 矢部剛、税務課長 久木良子、収税課長 細田富美子、社会福祉課長 小坂真由美、社会福祉課主幹 峯尾治道、いきいき長寿課長 高橋利恵子、子育て支援課長 大塚健司、保健医療課 岡野裕司、健康増進課長 木須浩、都市計画課長 吉川誠一、DX推進・新庁舎整備室長 瀬口悦史、DX推進・新庁舎整備室主幹 佐藤研吾、上下水道課長 田口真

開会 午前 9時00分

○藤原義春委員長 おはようございます。

本日、町民の方から本委員会を傍聴したい旨の申出は、今のところありません。伊奈町議会委員会条例第17条の規定に基づき、申出があった場合は許可したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤原義春委員長 異議なしと認め、申出があった場合は許可することと決定します。

それでは、ただいまから総務建設産業常任委員会を開会します。

ここで、付託されました案件の審査に入る前に休憩して、関係する現地の視察を行います。これより休憩いたします。

休憩 午前 9時02分

再開 午前 9時26分

○藤原義春委員長 休憩を解いて、会議を開きます。

審査に入る前に、大島町長からご挨拶をいただきたいと思います。

○大島 清町長 改めまして、おはようございます。

今日は、総務建設産業常任委員会を開催いただきましてありがとうございました。

開催の前にJアラートの入替えの現場を見ていただいたのかと思いますけれども、たしか平成30年に取り替えて、もう7年ぐらいたっているということで、例の屋外の放送装置と直結をしているものであります。万一のときにすぐ対応できるという、そういうシステムであります。システム自体は年々歳々新しくなっていくということなので、そういう部分では国のお金を利用しての交換ということも素早くやっていくことが必要なかなと改めて思っているところであります。

このところ、全国各地で大雨が結構災害をもたらしているという、そんな状況でもありますので、我が町も心配されましたけれども、この屋上に雨量計を設定してありますし、消防署から持ってきたものなんですけれども、私のスマホにも入っていて、1時間に何ミリというデータが出るようになっているんですけども、一番多いときでたしか1時間に20ミリというものが入っておりました。20ミリ、30ミリとなると、10か所のところで大体水が冠水近く

になるなど私思っているんですけども、職員もその辺のところのデータをしっかりと持っていて、20ミリ、30ミリになった。これは現場へ行かなくちゃというので、そんな対応を実は今させていただいているところでもあります。

そして、昨日は、たまたま九都県市の防災訓練があって、幸手市で大々的にあったんです。首長も参加してきましたけれども、知事が防災用のヘリコプターで会場に降り立ってという、指揮官がそういうことをやりましたけれども、大変そういう意味では、防災意識を高めていくというのは非常に大切なことであって、町民の皆さん方、区長を中心としてそういう意識を常に持っているということが災害を少なくするということにつながっていくと思いますので、役場としてもしっかりと対応を取ってまいりたいと思っているところであります。

今日は、委員会を開催いただきますことを改めてお礼を申し上げます。

今日、提案させていただく議案につきましては、41号議案から54号議案までの9議案でございます。ご審議賜りご承認賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げて挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○藤原義春委員長 ありがとうございます。

当委員会に付託された案件は、議案9件であります。これらを議題とします。

本会議における提案説明並びに自宅での審査期間もありましたので、直ちに質疑に入ります。

初めに、第41号議案 令和7年度伊奈町一般会計補正予算（第5号）の所管事項について質疑を行います。

6ページの地方債補正、9ページから10ページまでの歳入全般について質疑はありませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 まず、9ページの民生費国庫補助金の中の地域診療情報連携推進費補助金について、対象となる事業と補助率についてお伺いします。

○藤原義春委員長 社会福祉課長。

○小坂真由美社会福祉課長 今回の歳入につきましては、この予算書の14ページのところに、障害福祉総務事務費というものがございまして、こちらが2つシステムの改修を予定してございます。

それらの2つを申し上げますと、1つが、この10月から就労選択支援サービスというものが新たに創設されまして、そちらのシステム改修、もう一つが、今ご質問いただきました件

になりますが、マイナンバーカードを利用した更生医療などの受給者証として利用できるようにするためのシステム改修になっております。

補助率につきましては、かかった経費の2分の1となっております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 確認なんですが、今回、マイナンバーの連携の関係に伊奈町としては使用するということなんですか? 伺いたかったのは、対象となる事業がほかにも使えるものがあって、今回、伊奈町はそれで使うのか、国から、これをやりなさいという限定の事業となるのか、質問の趣旨はそこにありました。

○藤原義春委員長 社会福祉課長。

○小坂真由美社会福祉課長 今回の件につきましては、国から指示があり、対応するものとなっております。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

あと1点です。

同じページの財産収入、不動産売払収入が中止になったというところなんですが、こちら、当初予算の審査の中で栄5丁目の256番地の土地ということだったかと思うんですが、この中止になった経緯についてお伺いいたします。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 今回、中止にした経緯でございますが、昨年度、12月議会で補正予算で試掘調査の予算を取らせていただいて、その試掘調査を実施させていただきました。調査をした結果なんですが、その土地の中から大きめのコンクリートガラが多く出てきた関係で、一般公売することができない状態でございましたので、今回、公売を中止をさせていただいたところでございます。

以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 そうしますと、今後、この土地、ガラの除去とか、そういういったような計画はあるんでしょうか。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 今後につきましては、この土地の利用についてもう一度どういった利用

方法があるのかを検討していきたいと考えております。委員がおっしゃられたとおり、ガラを取り除いて公売するのか、また違った利用をしていくのか、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 以上です。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 10ページの財政調整基金繰入金なんですけれども、2億1,727万2,000円のマイナス補正ということで、これを使わなくて済んだということなんだと思うんですけれども、その理由、国とかからの返還金が早く入ってきたとか、また、皆さんの努力で縮小できただとか、そういう理由を教えていただきたいのと、説明のときにもあったかと思うんですけれども、残高もお聞かせいただければと思います。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 まず、繰入金の部分なんですけれども、同じ10ページの19款繰越金というところがございまして、こちら令和6年度の決算で3億3,700万円弱の繰越金の増額が出てございます。これは税が増額したりですとか、そういう要因がありますけれども、3億円ちょっとが出てございまして、今回の補正でも歳出でいずれも充当しているんですけれども、それより繰越金が多く余ったというところで財政調整繰入金の繰入れ、そちらを2億1,000万円強ですね、そちらを繰り戻すことができたというような形になってございます。こちらを踏まえた年度末の残高見込みなんですけれども、8億8,506万3,000円を今現在見込んでございます。

○藤原義春委員長 上野委員、よろしいですか。

○上野尚徳委員 はい、ありがとうございました。

○藤原義春委員長 ほかにございますか。

山野委員。

○山野智彦委員 これは教えていただく形になると思うんですが、防災無線の入替えで、防災整備事業ということで、6ページ、地方債が組まれているわけなんですけれども、この資金については、政府の資金であって、それを地方債の形にするということなのか、誰のお金で利息は誰が持つのかというところを教えていただけますでしょうか。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 こちらにつきましては、地方債を充当させていただくものになってございまして、緊急防災減災事業債、こちらが充当率100%のものになってございますので、ほぼほぼ地方債という形になります。

こちら、当然、地方債ですので、償還金というところで今後返していく形にはなるんすけれども、後々交付税措置で70%ほどが返ってくるというものになってございますので、実質自治体の負担分に関しましては、こちら30%程度になるのかなと計算上は思われます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 分かりました。

一旦町で債務を持つんだけれども、後で国から70%ほど戻ってくる形になっているということですね。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 委員おっしゃるとおり、交付税で後々返ってくる形になります。

○山野智彦委員 ありがとうございます。

○藤原義春委員長 ほかにございませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 1点確認させてください。

先ほどの企画課長の答弁の中で、財政調整基金繰入金の年度末残高というのがあったんですが、それは令和6年度末残高なのか、令和7年度末残高の見込みなのか。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 先ほど申し上げました残高につきましては、今回の補正も踏まえた令和7年度末の残高の見込みになります。

○武藤倫雄委員 はい、以上です。

○藤原義春委員長 ほかにございませんか。

[発言する人なし]

質疑ありませんので、次に移ります。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時40分

再開 午前 9時40分

○藤原義春委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、歳出に対する質疑に移ります。

11ページの第1款議会費について質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

11ページから13ページまでの第2款総務費について質疑はありませんか。ただし、13ページの第3項戸籍住民基本台帳費は除きます。質疑はありませんか。

戸張委員。

○戸張光枝委員 歳出12ページ、防災行政無線整備事業につきまして質問させていただきます。

先ほど、視察先でご説明いただきましたけれども、平成30年、7年たっての交換と伺いました。このJアラート受信機の更新はおおむねどのくらいのスパンで行っているものかと、耐用年数や国の方針も含めてご説明いただきたいと思います。まず1点目、よろしくお願ひします。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 Jアラートの関係ですけれども、こちらにつきましては、その更新の期限、耐用年数というのは、特に数字的なもので決まっているという基準はございません。こちらについては、ソフトウェアの更新とか、機器も常に最新のものに変わっておりますので、国の方針に従って情報が来ますので、それに合わせて町も更新を行っているというような形でございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 戸張委員。

○戸張光枝委員 ありがとうございます。

続きまして、この屋外支局、46基あるとのご説明をいただきましたが、府内全て網羅できているのか、また、今後新設する箇所があれば教えてください。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 防災行政無線の屋外子局につきましては、先ほどおっしゃったとおり46か所という形になっております。放送の空白地域についてはほぼ網羅されているというような形になっておりますので、こちらについて、新たに増設する計画はございません。

以上です。

○藤原義春委員長 戸張委員。

○戸張光枝委員 ありがとうございました。

最後に、この防災無線で聞き取れなかつた方に対しての、有効なのが緊急情報メールだと思ふんですけども、現状の登録者数はどのくらいか、お分かりになれば教えてください。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時43分

再開 午前 9時43分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 登録の人数については、調べておりますので、少し時間をいただければと思います。

○藤原義春委員長 よろしいですか。

○戸張光枝委員 はい。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 同じく12ページの財産管理費で、国補助金等返還金約890万円がございます。これの内訳について伺います。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 こちらは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の不用額の返還という形になってございます。こちらに関しては、定額減税の関係の調整給付金の事業がございますが、こちらで不用額が出たという形になりました、そちらを国に返すような形になってございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 その2項目の内訳金額というのはお分かりになりますでしょうか。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 主な項目としましては、時間外勤務ですとか入力業務の派遣手数料というものが残が出たというところで不用、返還という形になるんですが、細かい金額については確認させていただきます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 物価高騰対策分と定額減税分って、どっちがそれぞれどのぐらい不用額が出たというのは把握しておくのは重要なと思うんですけども、後であれば分かつたりしますか。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 失礼しました。手元に資料がございませんで、大変失礼いたしました。

主な執行残としましては、時間外手当の関係の不用額が389万8,000円ですね。封筒などの需用費に関しまして117万3,000円、派遣手数料について175万2,000円というような形になってございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 そうすると、先ほどおっしゃっていただいた物価高騰対策分と定額減税分という、この事業別では計算していないということになりますか。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 こちら、事業としては1本で、価格高騰対策定額減税補足調整給付金給付事業というところの1本で、減になってございます。大変失礼いたしました。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

もう一点、先ほど拝見したJアラート受信機の関係なんですが、実は、今日拝見するまで、新型Jアラート受信機というのが、Jアラートが新型になるのかなと思っていたんですけども、拝見したら、機械が新型だということだったんですが、まず、これが新型に変わることによって、どのようなことが変わってくるんでしょうか。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 新たなJアラート受信機に交換になったことで、受信するスピードが速くなるというのと、そのソフトウェア上で、災害情報が、より細分化されたものが設定可能というようなことは伺っております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

工事請負費として280万5,000円ということなんですが、機械代と請負費、機械代だけでもいいんですが、この中で言う機械代、先ほどのボックスですね、というのはお幾らになるん

でしょうか。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 金額の関係について、お時間いただければ調べたいと思います。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 では、後ほどお願ひします。

以上です。

○藤原義春委員長 ほかにございませんか。

上野委員。

○上野尚徳委員 防災行政無線のところなんですかとも、町民の生命を守るために、これからますます重要になってくる部分なのかなと感じているところです。

そういう中で、まず、保守契約等していると思うんですけれども、その内容を教えていただければと思います。特に、故障した際に物はどうするのか、もっと言いますと、故障して、いつまでもというよりもすぐに、発信するために意味があるものなので、故障したときに何分後に修理に来てくれるのか、そういうところがあればお聞かせください。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちら、保守につきましては年2回、夏と冬に全てのシステムの点検を実施しているところでございます。もし故障が発生した場合については、その保守業者で代替品を所持しておりますので、そちらをすぐに持ってきていただき、流用するような形で実施しております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 持ってきてくれるまでに大体どれぐらいの時間でやってもらえるとか、そういう契約はあるんでしょうか。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 契約上、何分とかそういうのは決まってはいないんですけれども、過去の故障発生したときのことを考えますと、物にもよりますが、大体1日で対応していたいしているところでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 1日ということなんですかとも、これが早いのか遅いのか、考え方による

かと思うんですけども、やはり、瞬時にやるからこそそのものだと思いますので、例えば、予備品を借りておくとか、予備品をまた違う予算で準備するとか、そういうお考えはないでしょうか。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちらのJアラートの関係については、ほかの自治体も確認すると、やはり1台で、代替品なしで一般的な形になっております。代替品あれば、当然、そちらのほうがいいことなんすけれども、Jアラート受信機に代替できる方法があるのかどうなのかということを、検証して、情報が遅滞なく送ることができるような形で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 お金がかかる部分だと思いますので、保守業者等とも調整交渉していただきながら検討していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○藤原義春委員長 ほかにございませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 先ほどのJアラートの件でもう1件なんですが、上野委員のご質問とも関連してくるんですが、今回の更新工事で、その停止時間、タイムラグというの発生するでしょうか。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時52分

再開 午前 9時52分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 工事の期間については1日で終わる形ですが、やはり、機械そのものを据付けし直す、そのタイミングだけは情報が一時的に入らないような形になるかと思われます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 それへの対策としてはどのようなことをお考えでしょうか。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちらについては、入替えを行うに当たって、県にもその話はしますので、Jアラートの情報がもしそのタイミングで入ってきたときについては、防災行政無線を手動で起動することもできますので、そのような形で対応したいと考えております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ぜひそこは明確に手順を定めていただきたいと思います。

あと、先ほどの機械代が分かれば、後ほどでもお願ひいたします。

以上です。

○藤原義春委員長 ほかにありませんか。

仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 私もJアラートの関係なんですけれども、先ほど、機械を新しくすることによって情報の細分化というような説明があったんですけども、具体的に情報の細分化ってどのような形なのか、町民の方が受け取れる情報がどれだけ変わってくるのかというのを教えていただければと思います。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちらについては、地域単位で細分化して情報を配信できるようにシステム更新を予定しているものと伺っております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 もう少し具体的にお話しいただくことはできますか。あまりにも抽象的になっちゃって、町民の方に説明をするときに具体的に説明ができないような場合もありますんで、もう少し、地域を絞ったというような部分があるんであればそこのあたり、46か所あるというお話ですけれども、そこに対してなのか、もっと別の形の情報発信なのかというところを教えていただけすると助かります。お願ひします。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 その細分化というのは、Jアラートの情報が、町内46か所の子局に

細分化というよりも、Jアラート情報がより細かく各自治体に受信・送信できるというようなイメージでございます。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 それを受け、町は、どういうふうな形で対応しようと考えていらっしゃるんでしょうか。今までと扱うデータが変わってくるということは、逆に、配信できるとか、いろんな形で町民へ情報提供できるような形になってくると思うんですけども、令和7年1月7日に、消防庁国民保護室長から、各都道府県県民保護担当部局長宛てに全国瞬時警報システムの新型受信機の整備について、今回のJアラートの件について文書が出ている中で、防災気象情報の体系整備というような言葉が出て、体系整理を踏まえた運用変更というのが具体的にそちらでは書かれているんですよね。いろんな資料を見てくると、細かくいろんなデータが出てきて、こういう活用の仕方がありますよというようなものも検討委員会が何かから出ているんですけども、その辺の情報を踏まえたもので何か考えていらっしゃることはあるのか。

せっかく新しいものを購入したとしても、情報を得るだけで、それを発信しなくちゃ、形にしなければ何の意味もなくなってしまいますんで、その辺のところって具体的に何か考えていらっしゃるのか、現段階ではそこまでは考えていない、将来的にはこうしようかというのがあれば教えていただけると助かります。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時58分

再開 午前 9時58分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 町民の方々に対する情報の配信ということにつきましては、今現在、町のホームページや、登録制緊急情報メール等で自動で流れるような形になってございます。さらにほかの手段として、例えば、Xに連携するとか、そのあたりも考えることができるのかなと考えておりますので、そちらも内部で検討をしているところでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 ありがとうございます。

私がもう一つ心配しているのは、SNSとか活用できる方々はいいんですけども、私が住んでいる丸山のほうって、高齢の方が多いんですよね。そうなってくると、情報難民になる可能性がデジタルの部分ではあるんで、何かアナログの部分で考えていただかないと、お年寄りの方、高齢の方なんかは、また、不得意の方もいらっしゃると思うんで、その人たちに情報が届かないというのはとても心配な部分であるんですけども、その辺のところはどのように考えていらっしゃるんでしょうか。

○藤原義春委員長 くらし産業統括監。

○澤田 勝くらし産業統括監 デジタルとアナログ両方ともあると思うんですね。今おっしゃられたとおり、そのアナログの部分に関しましてはこの防災行政無線で流させていただく、それで、さらに、聞き取りができなかった部分であったりとか、細やかに伝えなきゃいけない部分に関しましては、町の広報車等を使って、その時々、その状況に合わせた対応をしていきたいと考えております。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 よく分かりました。特に広報車なんかうまく活用して、人力になっちゃうのかもしれませんけれども、情報難民というのだけはこういうときこそなくさなくちゃいけないと思いますんで、ぜひその辺のところはうまく活用しながら情報提供していただければと思います。ありがとうございます。

以上です。

○藤原義春委員長 ほかにありませんか。

危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 先ほどご質問いただきましたJアラート本体の金額面のことでございますけれども、こちらについては、本体で約240万円ということなので、工事費のほとんどが本体の部分にかかってきているというような形でございます。

それと、先ほどご質問いただきました登録制緊急情報メールの、こちらの登録者数でございますけれども、令和7年9月7日時点で3,573名の方がご登録をいただいているところでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 戸張委員、よろしいですか。

○戸張光枝委員 大丈夫です。

○藤原義春委員長 では、ほかに質疑がございませんので、次に移ります。

19ページの第5款農林水産業費について質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

20ページの第6款商工費について質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

20ページから22ページまでの第7款土木費について質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

24ページから34ページまでの給与費明細書、35ページの地方債調書について質疑はありませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 今回、全体を通して、人件費の補正で、地域手当の減額になっているのが多いんですが、これは、当初予算の段階で地域手当を6%から5%に、令和7年度になったかと思うんですが、その数字的なものを今回6%から5%に引き直したという認識でよろしいんでしょうか。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 地域手当につきましては、委員おっしゃるとおり、予算積算時では6%で予算をつくりました。今回、地域手当が正式に5%になります、5%で計算をしまして、その差額ですね。大きく減額になっているところでございます。

以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 以上です。

○藤原義春委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

第41号議案のうち所管事項に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第41号議案 令和7年度伊奈町一般会計補正予算（第5号）のうち所管事項について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第41号議案のうち所管事項について、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

○藤原義春委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第43号議案 令和7年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 全体的な事業の終結に向かって、進捗というのは順調に進んでいるものになるんでしょうか。

○藤原義春委員長 都市計画課長。

○吉川誠一都市計画課長 中部特定土地区画整理事業につきましては、令和8年3月末を終了期間と今のところしておりますが、清算金の徴収がまだ残っております。令和3年度に、この精算金の徴収につきましては、区画整理法の中で、一括で支払いできない方に関しましては10年間の分割というのが認められておりますので、令和3年度に10年間分割した方がいらっしゃいます。そうしますと、令和13年が今のところ終了予定ということで、事業期間の見

直しを今後予定しているところでございます。

以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 以上です。

○藤原義春委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第43号議案 令和7年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第43号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第46号議案 令和7年度伊奈町水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第46号議案 令和7年度伊奈町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第46号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第47号議案 令和7年度伊奈町公共下水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第47号議案 令和7年度伊奈町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第47号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第48号議案 伊奈町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 最初に、現在の住登外者情報の管理件数についてお伺いいたします。

○藤原義春委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 住登外登録者の人数ということなんですかけれども、現在細かい人数が把握できていないんですけれども、1万人強となっております。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

今回、マイナンバーの独自利用ができるようになるということなんですが、それで運用上どう変わらのか、住登外者本人と行政側の利益についても併せて伺います。

○藤原義春委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 今回の新たなシステムを導入することによりまして、住登外者の宛名が、それぞれ基幹系のシステムでは例えば住民基本台帳のシステムとか税のシステム、あと保険関係のシステムでそれぞれ個別の管理をしていたんですけども、こちらの改正をすることによって、新しいシステムでそこを一元管理できるようになります。

ですので、システム間の連携がスムーズに行われることによって、行政手続のスピードも上がる形になりますので、そういった面では住民の方というか、住登外登録者にもそういう部分でメリットがあると考えております。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 行政側としてのメリットについても伺えればと思います。

○藤原義春委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 行政側でも、システムの連携ができることによりまして、今までそれぞれのシステムで管理しているところの情報を確認している作業があったんですけども、それが自分たちで使っているシステムによって管理できるようになりますので、そちらも行政でもスムーズに事務が進められるような形になります。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

住登外者というと、細かくはいろいろあるかと思うんですが、一般的には町外におられる固定資産税、地方税の納付者の方、それとDVの避難者の方なんかがあって、このDVの避難者の方がきちんと行政サービスを受けられるようになるというのは、すばらしくいいことだなと思います。

ちなみに、これまで補足できなかった情報、例えば町外におられる地方税の納付者の方が亡くなったとかというのは、なかなか今まですぐはつかめなかつたんじゃないかなと思うんですけども、そういった他の地域にお住まいの方が亡くなったとかっていうのも、今回マイナンバーの情報を共有されれば、伊奈町にもそれこそ即座に情報が得られるようになってくるのか、そういうこともあるのかというのを確認させてください。

○藤原義春委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 今回の改正につきまして、新しいシステムなんですが、町外の連携は住登外ではしないので、例えば上尾市の住民票の方が伊奈町に土地をお持ちになっていて、固定資産税をお支払いとかっていうパターンで亡くなつたという情報については、リアルタイム、マイナンバー情報として載るものではなくて、こちらに自治体間連携はしないので、伊奈町内での情報の共有という形になります。

以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 行政サイドとしては、そういった情報って欲しいところではあるんだろうなと思うんですが、何か今後の進展性の中で、そういったことにも踏み込んでいくというような情報などはあつたりしますか。なければないで結構ですので。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時15分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 武藤委員がおっしゃっている利便性ですね、そちらの部分も含めて現状では大きく市町村連携行うものではないので、住登外につきましては。ですが、役場の事務ではそういった情報が速やかに来るということであれば、当然役場の事務スムーズになりますし、そちらの納税者とかそういった保険の方の利便性にもつながっていくものなので、今後の課題として、例えばいろんな会合とか意見を求める場等でも検討させていただければと思います。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 法律的にこの活用というのが、市町村レベルで例えば協定を組んで、近隣の上尾市、さいたま市と伊奈町とは今後そういったところも共有しましょうよというようなことが可能な法律立てになっているのか、一切それは今現在の法律上では認められるところではなく、制度改正を待つしかないのかというのをお分かりになりますでしょうか。

○藤原義春委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 現状の制度ですと、例えば上尾市と伊奈町で協定を結んで、マイナンバーの利用の仕方を独自に決めていくというような部分については、恐らく想定はされていなくて今できない状況ではあると思うんですが、今後そういう、例えば広域連携等でいろいろ機運が盛り上がりっていくような部分あるかと思います。

そういう部分で、国の法改正とかそういった部分はこちらも注視させていただいて、伊奈町の今後の事務のスムーズ、もしくは伊奈町に関係のある方、そちらの方の利益につながるような形で進めていけるように考えていきたいと思います。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 以上です。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 まず、今回のこの条例改正の制度の改正の概要を簡単に説明してください。

○藤原義春委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 こちらの概要でございます。

国が進める自治体システムの標準化につきまして、自治体が使用しています例えば住民基本台帳、税とか保険のシステムですね、こちらを統一的な取扱いを促進することを目的に、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律、こちらに基づきましてデジタル庁が主に実施している施策でございます。

自治体は原則令和7年度末までに、この標準仕様に準拠したシステムに移行することが求められておりますが、伊奈町では令和7年12月15日、こちらに移行する形で現在進めているところでございます。その中で、標準化対応以降、住民登録外者の住登外者、先ほどからお話ししています住登外者の宛名を一元管理する、住登外者宛名番号管理機能というものが新しくシステムの中に組み込まれる形になります。

こちらの機能では、住登外者の情報として個人番号を利用するものでございます。個人番号を利用する事務につきましては、伊奈町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例、本条例になります、こちらの事務と利用する特定個人情報を定める必要があります。個人番号を利用する独自利用事務として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務、こちらを追加する等の所要の改正を行う必要が生じたものでございます。

以上です。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 ありがとうございます。

条例の中で、幾つか文言が出てくるんですが、特定個人番号利用事務、それから利用特定個人情報、それから先ほど来説明されている住登外者、この文言について簡単に説明してください。

○藤原義春委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 まず用語の定義ですが、住登外者のところから住民基本台帳の登録地とは異なる市町村に居住実態があって、行政サービスを利用する可能性がある方とか、自団体に住所を有すると認定して課税等を行うために登録される方を住登外登録者と言っております。

例えば健康保険の関係ですね。住所地特例として施設入所の関係で住基登録のほかの自治体に移動している方が、扶養者の住所地にて保険資格を維持しサービスの提供を受ける保険税が課税される方とか、あと土地家屋等の固定資産を町内に有し、町外に居住している方等が主に上げられる者が住登外者となります。

○五味雅美委員 あと、特定個人番号利用事務とか利用特定個人情報とかっていう言葉が条例の中に新しく出てきているんですが。言葉をまとめて事務的な用語をまとめているだけかとは思いますけれども。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 特定個人番号利用事務につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の中の別表に書かれている事務が、特定個人番号利用事務になります。

また、特定個人情報につきましては、マイナンバーの入った個人情報ですね、こちらが特定個人情報となっております。

以上です。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 ありがとうございます。

今出ている住登外者、住民登録されている人以外の方だということだと思うんですが、番号法で法定事務に対して今度は独自利用事務というのができるということで。伊奈町の場合、この住登外者に対する管理というのが出てきているわけですが、それ以外に独自利用というのはあるのか、あるいは考えているのか、その辺をお聞かせください。

○藤原義春委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 こちらの条例に規定されているもの以外は現在考えておりません。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 ありがとうございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 武藤委員や五味委員の質疑で出てきております、住登外者ですけれども、1万人強もいらっしゃるということで、大体何が何人ぐらいなのか多いところを少し教えていただけますか。

○藤原義春委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 先ほど、登録者について1万人強というお話しさせていただいたて、その内訳等ということなんですけれども、現在細かい数字が、内訳が分からないんですけども、大半が固定資産税の方というところまでは現在申し上げられます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 じゃ、結構です。

あと、今後の連携について決まっていないというところなどがすごく驚きなんですけれども、デジタル庁でマイナンバーを使って、マイナンバーカードの普及だけは躍起になっていく割に、国でできる事務について、ロードマップもなければ市町村の連携も決まっていないと、そちらが驚きではないかなと思うんですけども、そういった部分については、何か県とか町とかから国に対しての連携とか相談とか協議とか、そういうものは特にないんでしょうか。

○藤原義春委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 現在、この新しく標準化するに当たって、こういう住登外登録機能が追加されたということで、今回条例の改正させていただく部分ではございます。

住登外者の分についての話であるとか、今後のマイナンバーの利用の関係ですね、そういった部分につきまして、行政の利便性とあと住民の方の利便性を向上するような形で、どういった形で進めるかというのは、これから市町村レベルでもしっかりと考えた上で、国の動向等を注視した上で進めさせていただければと思います。

以上です。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 他市に所有者が移ってしまっていて空き地になっていて、そのところが草ぼうぼうになっていたりして、それを頼もうにも頼めないとか、相続が起きていて誰が相続人なのかも分からぬみたいなケースがいっぱいあって、町民の中、町の中でも迷惑が出てる、迷惑といいますか支障が出ている範囲の話ではあります。

本来、個人番号はもう国で先に付設してあるわけですから、国でやれることをまずちゃんとやるべきであるにもかかわらず、マイナンバーカードの普及だけを図って、保険証とか批判があってもポイントをつけてやったりとか、やっていることがおかしいなというところがあると思います。町としてもぜひやるべきことをやる、やらなくていいことはやらないというところを国や県に求めていただければと思います。

以上です。

○藤原義春委員長 ほかに質問はございませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第48号議案 伊奈町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第48号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第49号議案 伊奈町議会議員及び伊奈町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありますか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 選挙に出る人にはメリットになる条例なんですが、提案理由で「国の基準に合わせて改定したい」という一文がございます。この国の基準というのはどうに算定されているものなのか。イメージとして都心の物価で計算されているのか、地域ごとに異なる物価基準の平均値を出しているものなのか、その辺どのような基準で国は定めておられるか分かりますか。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 選挙の関係のポスターやビラの公営費の金額につきましては、公職選挙法の施行令で定められております。この改正につきましては、やはりおっしゃったとおり物価の状況だったり、前回の参議院選挙のそういった執行状況を考えて国で定めていると伺っております。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 詳しくはどのように定めているか分からぬということでよろしいでしょうか。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 そうですね、正式にどのように決められているかというところまでは承知してございません。

以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 結構です。以上です。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第49号議案 伊奈町議会議員及び伊奈町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公

當に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第49号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第50号議案 伊奈町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

五味委員。

○五味雅美委員 最初に、条例改正の内容を簡単にご説明お願いします。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 主な改正内容でございますが、育児休業に関する条例では、大きく部分休業が変わりました。

現行の部分休業は、1日につき就業時間の始めと終わりに2時間を超えない範囲で取得できましたが、改正後は1日のうち2時間、就業時間の途中でも取れるようになりました。また、それに加えまして1年につき77時間30分、10日程度を超えない範囲で1日単位、時間単位で部分休業を取得できるようになりました、これを職員はいずれかを選択することに改正されました。

また、それ以外に、勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条関係なんですが、勤務時間、休日及び休暇に関する条例では、育児に係る両立支援制度を利用しやすい環境にするための改正でございます。妊娠、出産の申出があったときは、勤務時間帯や業務量に関する意向を確認し、当該意向に配慮しなければならないという部分が明記されたものでございます。

以上です。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 条例の中で、第1号部分休業という言葉が出てくるんですが、それとそれのないただの部分休業とは何が違うんでしょうか。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 改正前が部分休業という1つしかなかったんですが、改正後は第1号部分休業と第2号部分休業と2つの休業に分かれます。

第1号部分休業は今までの部分休業ですね、1日2時間の範囲内で毎日休みが取れる休業

になります。新たに第2号部分休業というのができたんですが、こちらにつきましては77時間30分の時間の中で、1日でもいいですし1時間単位でもいいですし、1年間の間に77時間30分部分休業が取れるようになっております。これが第2号が新たに加わった休業になります。ただ、職員が1号か2号かを選択して決めていただくようになります。

以上です。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 従来のが1号ということで新たに新設されたのが2号ということで分かりました。

それで、具体的にこの2号部分休業を利用されるニーズといいますか、それはどうなんでしょうか、あるのかどうなのか。利用の選択肢が増えるということではこれから出てくるのかもしれませんけれども、その辺どうでしょうか。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 現在、部分休業を取っている職員は11名おります。扶養手当の現況届でしか総務課では確認が取れないんですが、扶養を取っている職員が25名おりますので、そういった職員が幅広く取得できるようになるのかなと考えております。

以上です。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 ありがとうございました。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第50号議案 伊奈町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第50号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第51号議案 伊奈町税条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 今回の改正、大きく3分野になろうかと思います。公示の方法と大学生年代の特別控除、それからたばこ税というような内容になるかと思うんですが、まず初めに、公示の方法について、パソコン上に表示する形ですることもできるようになるんですが、当町では、その方向で考えておられるのかどうか、まず伺います。

○藤原義春委員長 税務課長。

○久木良子税務課長 公示送達の方法ということでございますが、今回の条例改正では、まずインターネットを利用してホームページなどで公示事項が閲覧できる状況に置くのと、プラスこれまでどおりの書面で掲示場に掲示する方法、またはパソコン等に公示事項を表示して閲覧できるようにするという改正内容になっておりまして、町としてはインターネット上のホームページなどに公表するものと、従来どおりの書面で掲示する方法を取る予定でございます。

以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

そうすると、今後ホームページ上で閲覧可能とするためのシステム等の経費が、今後出てくるということになりますでしょうか。

○藤原義春委員長 税務課長。

○久木良子税務課長 システム改修等の予定はございません。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

続いて、特定親族特別控除、大学生年代の特別控除なんですが、アルバイトを一定以上しても親の扶養から一定程度外れないよという制度になるんですが、これによって町への財政的な影響がどのようなものが想定されていますでしょうか。

○藤原義春委員長 税務課長。

○久木良子税務課長 今回の大学生年代のお子さんの控除に関する改正についての影響額につきましては、あくまでも参考になりますが、令和7年度のデータを基にして試算をしたところ、該当者は約100名程度で金額については230万円程度の影響があるものと試算をしております。

以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 230万円程度の後ろが聞こえなくてすみません、上がるのか、下がるのか。

○藤原義春委員長 税務課長。

○久木良子税務課長 失礼しました。減収が見込まれるということでございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

続いて、たばこ税ですね、財務省の発表でいくと、まず加熱式を令和8年10月まで紙巻きと同率にして、その後全体を毎年段階的に上げていくということなんですが、財務省のホームページいくと、これ防衛力強化に係る財源確保のためということでうたわれているんですが、そうすると、この増税によって町の収入が増収になるということにはならないんでしょうか。

○藤原義春委員長 収税課長。

○細田富美子収税課長 国が今言われてた防衛費の関係で増税すると言っておりますが、あくまでも国のたばこ税の部分ということになります。市町村たばこ税については、税率で言いますと1,000本当たり6,552円という本数を金額にするという税率の仕方になりますが、その部分については変更がないというものになります。

以上でございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 以上です。ありがとうございます。

○藤原義春委員長 ほかにございませんね。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第51号議案 伊奈町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第51号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第54号議案 伊奈町水道事業給水条例及び伊奈町下水道条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 今回の改正で、緊急事態において他の管理者による給水装置工事業者とか指定工事店、これは下水のほうですね、の業者に依頼することができるということなんですが、災害発生の状態でその業者が指定を受けている業者なのか、登録している業者なのか、そういった資格の確認というのができるのかどうかというところが少し疑問があるんですが、そのあたりどのような確認方法を想定されておられますでしょうか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 今ホームページなどで、業者の情報というのが各町で出ています。

あと来る業者の指定証とかありますので、それを見れば確認できるものと思っております。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 それは、電気通信が確実に生きている状態であれば、他市のホームページは見られるんですが、非常時の早急な復旧のためというのは非常に大事なんですが、とはいえば適切な業者に入ってやっていただきたいというところなんですが、そこはどのようにお考えになりますでしょうか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 まず、水道の復旧になりますと、最初に配水、本管の復旧が先になると思います。それに時間を要しますので、それが復旧した後、宅内の修繕に入っていきます。タイムラグが少しありますので、その間にその情報などを入手したいと考えております。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 以上です。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 今の質疑を受けてなんですが、これはあくまでもでは宅内の工事に関しての業者ということになるんでしょうか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 そのとおりでございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 配水復旧までの時間の余裕があるので、その間に確認すればという形での答弁だったと思うんですけれども、逆に事前に登録をしておくみたいな、確認をしておくみたいな、そういうお考えはありませんでしょうか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 石川県ですと、業者の情報を県が取りまとめて確認して公表していくようございます。またそういったことも調査しまして、県などとも相談しながらやっていきたいと思います。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 能登で大変だったということを受けての改定だと思うんですが、事前に地震はあるかもしれないし、何があるか分かりませんので、できるものは進めておいていただけたらいいのではないかなと思います。よろしくお願ひします。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

五味委員。

○五味雅美委員 対照表の中に、日本下水道事業団というのが出てくるんですが、これ、例えば伊奈町の辺りでこういう事業団が関わったことあるんでしょうか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 伊奈町の事業ですと、事業団に支援を仰いでやった事業というのはまだないです。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 それで1点お聞きしたいんですが、この事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の工事と、この事業団の中でもこの工事に限定されているのはどういう意味なのか分かりますか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 こちらは、貯留浸透施設などが専門技術を要するものでして、そちらのノウハウを持っている下水道事業団の技術を、地方自治体などが活用できるようにするものでございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 ということで、この工事に関してはオーケーだよということなんですか。すみません分かりづらいんで、もう少しかみ碎いてお願ひできますか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 この工事に関して、専門知識、専門技術というものが必要になりますので、地方自治体などそういったところで技術力が脆弱なところなんかは、日本事業団の支援を仰ぐことができるというものであります。

○五味雅美委員 分かりました。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第54号議案 伊奈町水道事業給水条例及び伊奈町下水道条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第54号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務建設産業常任委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

ここで執行部の退席をお願いします。

暫時休憩とします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

次に、協議事項の3、その他に移ります。

所管事務調査、視察研修の日程等について、事務局からお願ひいたします。

○森田範仁事務局長 それでは、私からご説明をさせていただきます。

所管事務調査につきましては、実施日時は令和7年10月1日から2日の2日間となります。

視察場所でございますが、埼玉県飯能市と茨城県常総市になります。

今、行程票をご覧になっていたけているかと思いますが、10月1日につきましては、伊奈町役場を予定ですと10時30分に出発をし、圏央道により飯能市へ向かいます。途中、飯能市内で食事を取っていただき、午後1時30分から飯能市の飯能市浄化センターで視察を受けます。視察終了後、圏央道狭山日高インターから次の茨城県常総市に向かいまして、市内にあるホテル、ホテルルートインで宿泊をすることとなります。18時15分から夕食を取っていただく予定であります。

翌日、10月2日でございますが、9時40分にホテルを出発し常総市役所に向かいます。おおむね2時間程度の視察、その後昼食、トイレ休憩を取り、また圏央道から伊奈町役場へ帰る運びでございます。到着時間はおおむね午後3時ぐらいを予定しております。

また、バス会社を利用する関係もございましてお話をいただいておりますが、行程の急な変更ですか、どこどこに寄っていただきたいというご要望には対応が難しいということで伺っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それと、この委員会終了後、お手数かけますが、視察に係る保険の手続がございますので、しばらくこのお部屋にお残りいただきたいと存じます。

また、食事に際し何かアレルギー等あるようでしたら、併せて事務局にご連絡いただければ幸いでございます。

私からは以上でございます。

○藤原義春委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会の前に仲島副委員長より挨拶をお願いします。

○仲島雄大副委員長 今日は、Jアラートという私たち今まで見たことがない部分に関して視察ができて大変勉強になったと思います。

長時間にわたりお疲れさまでした。

○藤原義春委員長 これをもって閉会とします。お疲れさまでした。

閉会 午前10時53分